

令和6年度 堺未来応援奨学金のお知らせ

堺未来応援奨学金は、経済的理由により修学が困難な高校生等に、奨学金を給付する制度です。
この奨学金は、寄附金などを積み立てた「堺市奨学等基金」から給付されます。

1. 対象となる方

次の(1)～(2)の要件をすべて満たす方

(1) 令和6年7月1日時点で、堺市内の居住先から高等学校等へ通学している生徒であること。

※ ただし、正規の修業年限以内の者に限る

(2) 令和5年分(令和5年1～12月)の保護者等(親権者全員)の合計所得額が、基準額以下の世帯であること(下の基準額表を参照してください)。

ただし、上記(1)の方の内、生活保護(生業扶助)受給世帯又は府民税所得割額と市民税所得割額の合算額が0円(非課税)で、大阪府が実施する「奨学のための給付金(通常制度)」(裏面参照)の対象となる世帯は「堺未来応援奨学金」の対象とはなりません。

(基準額表) ※ この基準額は目安であり、世帯構成員の年齢等によって多少異なります。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
基準額 (給与収入の目安)	214万円 (332万円)	258万円 (391万円)	300万円 (442万円)	336万円 (487万円)	375万円 (536万円)

2. 給付金額 上限 60,000円(一括支給)

※ 課程等により、金額が異なります。結果通知は、12月ごろに発送します。

3. 選考人数 500名(経済的に困窮度の高い順に決定します)

4. 申請期間 7月1日(月)～10日(水)

区役所での申請は土・日除く9時～17時15分



5. 申請方法 下記いずれかの方法にて申請してください。

◆電子申請

◆郵送

ホームページより申請書をダウンロード(7月1日から可能)し、必要事項を記入のうえ、学務課(〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1)へ。7月10日消印有効

◆各区役所 企画総務課窓口

(西区役所は総務課、南区役所は区政企画室、北区役所は教育・就学相談窓口)

(持ち物) ① 生徒本人及び保護者の印鑑(ただし、本人が署名する場合は不要。)

※ 朱肉を使用する印鑑に限ります。

② 生徒本人名義の預金口座のわかるもの(通帳等)

制度の詳細や電子申請
(7月1日から)はこちらから

大学生などを対象とした奨学金制度もあります。募集は、10月ごろです。
独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金(第Ⅰ～第Ⅲ区分)を受給している方が対象です。(住所、成績要件などあり)
詳細は、二次元バーコードからホームページをご覧ください。



<問い合わせ先> 堺市教育委員会 学務課 奨学係

TEL: 072-228-7485 FAX: 072-228-7256

(参考) 大阪府の高等学校等「奨学のための給付金」について

制度概要

「奨学のための給付金」は、返済の必要はありません。

高等学校等に在学する全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、「奨学のための給付金」を支給します。

また、新入生向けの「奨学のための給付金（前倒し給付）※」や家計が急変した世帯を対象とした「奨学のための給付金（家計急変）」の制度があります。詳細はホームページをご覧ください。
※新入生向けの「奨学のための給付金（前倒し給付）」は、国公立高等学校等のみの実施です。
大阪府の私立高等学校等においては実施していません。

要件

令和6年7月1日時点において、次の①～⑤の要件を、すべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の令和6年度道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）、又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- ② 保護者等全員が、大阪府内に在住していること
※保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し「奨学のための給付金」を申請しない場合に限り、大阪府に申請できます。
- ③ 生徒が、就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者であること
- ④ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校（支援学校高等部を除く）に在学し、休学していないこと（令和7年3月1日までに復学した場合は、給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
- ⑤ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること
※平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含む。
（注意）児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、本給付金の対象となりません。

対象生徒の区分		給付金額（令和6年度）	
		国公立	私立
生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒（全日制・定時制・通信制とも同額）		32,300 円	52,600 円
令和6年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯に扶養されている生徒	全日制又は定時制に在学する生徒（下記以外）	122,100 円	142,600 円
	全日制又は定時制の生徒で、生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が a・b のいずれかに該当する場合 a 兄又は姉が高等学校等に在学する場合 b 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹が、中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合	143,700 円	152,000 円
	通信制に在学する生徒	50,500 円	52,100 円

※年齢及び扶養者の状況は、毎年7月1日時点で判断します。

※ひとり親の場合、兄弟姉妹は、申請者（親権者）に扶養されていることが必要です。養子縁組をしていない再婚相手等申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹に該当しません。

< お問い合わせ先 >

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話 06-6910-8001 FAX 06-6910-8005

大阪府ホームページ

【国公立】 <http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

【私立】 http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku_kyuuuhtml